

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	特別の設備の設置	
根拠条例等・条項	堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例第8条	
所 管 課	観光 部	観光推進 課
審 査 基 準	<p>特別の設備の設置については、堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例第8条に基づき審査する。</p> <p><b>【堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例】</b>  <b>（特別の設備の設置）</b>  第8条 使用者は、許可施設の使用に当たって、特別の設備を設けようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。  2 市長は、プラザの管理上必要があると認めるときは、使用者に対し特別の設備を設けることを命ずることができる。  3 前2項の規定により設けた設備は、使用の許可の期限までに使用者の負担において撤去し、原状に回復しなければならない。  4 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	即時（または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。）
	標準処理期間を設定できない理由	